会員各位　　令和6年1月15日

公益社団法人富山県柔道整復師会

会　長　　吉村 英男

総務部長　森田　満

お見舞い　および罹災証明書等の取得のお勧め

急啓　今回の地震に際し被災されました皆様に心よりお見舞い申し上げます。

次に、被害に遭われた会員の皆様におかれましては、

①(建物に被害あった場合)建物所在地の市町村役場宛て　罹災証明書の取り受けについての相談をお勧めします。「罹災証明書」は被害の度合いを証明する書類で、自治体による調査をもとに交付され、建物に被害を受けた人を対象に、後日、さまざまな公的支援を受ける際などに必要となります。

②(自動車や施術機器等の動産に被害があった場合)ご契約の損保会社への早期への連絡をお勧めします。 当会にて照会したところ、今回、損保各社においては罹災証明書(建物関連)、被災証明書(動産関連)の提出要請を未定とし、既に現地にて被害状況確認を順次進めているとの事でありました。

なお、当会としても会員の皆様にどのようなお見舞ができるか執行部において検討を進め、みなさまの一日も早い復旧・復興をお祈りいたしております。

まずは取り急ぎお見舞いまで。

敬具